

(一) 作業廳の施設並に人員の能率の徹底向上を圖る。

(ト) 前各號に關聯し、再び官廳人員の大幅縮減を行ふ。

(チ) 重要生産に對する軍官發注の統一を圖る。

(リ) 一層官紀の肅正を圖り之が爲必要な措置を講ず。

(ヌ) 官廳職務の決戦化を圖る。

(註) 時間の絶對的勵行、土曜半休制の廢止を行ひ、且晝夜を通じ、又休日と雖も、官廳の機能をして斷續なく運行せしむる如く措置す。

三、國民動員の徹底を圖る。
之が爲

(イ) 一般徵集猶豫を停止し理工科系統の學生に對し、入營延期の制を設く。

理工科系統の學校の整備擴充を圖ると共に法文科系統の大學、専門學校の統合整理を行ふ。

普通教育の爲に必要な教員の確保を圖ると共に其の採用に付ては廣く適材を得るの措置を講ず。

(ロ) 徵集徵用の範圍を擴大普遍化し、特種技術を掌る者以外の除外例を撤廢す。

(ハ) 女子の動員を強化す。

(ニ) 速に勤務配置の適正を圖る。

(ホ) 停年制を撤廢する等各職域に於ける年齢の制限を撤廢し高齢者の活用を圖る。
(ヘ) 第二、九、一〇項に基く官廳等の整理に依りて、生ずる所の人員は、綜合的計畫の下に、

悉く、之を戰爭遂行に參與せしむ。

(ト) 義務教育八年制を引續き延期す。
四、國內防衛態勢の徹底強化の爲、特に左の方途を執る。

(イ) 國內防衛行政の統一的運營を圖る。

(ロ) 國家重要な地區、軍事上重要な施設並に軍事上重要な工場鑛山に對し極力防空を強化す。

(ハ) 帝都及重要都市の防衛を全くする爲に之等の都市に於ける官廳工場、家屋等に對し必要な整理を行ふ。

之が爲官廳は率先して措置を講ず、細目は別紙の如し。

公共團體、各種外廓團體、各種統制機關、統制會社等は官廳に準じ、所要の整理を行ふものとす。

(ニ) 前號に關聯し、速に官廳其の他の機構並に人員の地方分散の綜合的計畫を樹立實行す。

(ホ) 民間の企業整備を促進し、官廳の整理に準じて、帝都及重要都市に於ける家屋店舗の整理を行ふ。

五、重要企業の國家性を經營上更に明確ならしめ生産責任制を確立せしむる如く諸般の措置を講ず。

六、海陸輸送の一貫的強化を圖る。

七、租稅及國民貯蓄を更に強化し徹底的に資金の戦力集中を圖り其の効果を最大限に發揮せしむ。

八、價格及配給制度の徹底的簡素化を圖る。

九、各種外廓團體は官廳に準じ之を整理し及業務の運營に徹底的刷新を圖る。

一〇、各種統制機關並に統制會社等生産第二線部面

に對し徹底的整理を行ふと共に其の業務及事務に付き、官廳に準じて徹底的刷新を行ひ、其の人員を縮減す。

備考 方針一、及三、に關する方策に付ては別途考究す。

(別紙)

帝都及重要都市の防衛に關し官廳

の措置すべき細目

一、官設工場に付ては其の業務を地方工場に移管し、之を廢止す。

二、要綱第三項の(イ)號の措置に即應し、學校校舎の整理を行ふ。

三、官廳事務の徹底簡素化に即應し官廳廳舎の整理を行ふ。

四、帝都並に重要都市に存在することを必要とせざる各種官廳施設の地方移轉を行ひ、其の廳舎を整理す。

之等に關聯して官廳廳舎の再配置を行ひ防空設備良好なるものに集中し、脆弱なる廳舎は、之を撤去疎開す。

藥事法施行期日の件及同法施行令

の公布

藥事法施行期日の件並に同法施行令は、昭和十八年十月六日付官報を以て左の如く公布せられた。

藥事法施行期日ノ件 (昭和十八年十月五日勅令第七百六十二號)

藥事法ハ昭和十八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス。

藥事法施行令

(昭和十八年十月五日) 勅令第七百六十三號

ルモノ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ藥劑師試験ヲ受

第一條 藥事法第三條ノ規定ニ依ル藥劑師ノ免許ハ左

ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ與フ

一 大學令ニ依ル大學ニ於テ藥學ヲ修メ學士ト稱ス

ルコトヲ得ル者、官立若ハ公立ノ藥學專門學校若

ハ醫學專門學校藥學科ヲ卒業シタル者又ハ文部大

臣ニ於テ之ト同等以上ト認メ指定シタル學校ヲ卒

業シタル者

二 藥劑師試験ニ合格シタル者

三 外國藥學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ藥劑師免許

ヲ得タル帝國臣民ニシテ厚生大臣ニ於テ第一號ノ

藥學專門學校ノ卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有シ且

適當ト認定シタルモノ

四、厚生大臣ノ指定シタル外國ノ國籍ヲ有シ其ノ國

ニ於テ藥劑師免許ヲ得タル者ニシテ厚生大臣ニ於

テ適當ト認定シタルモノ

前項第四號ノ規定ニ依リ指定ヲ爲スハ帝國ノ藥劑師

ニ對シ試験ヲ要セズ藥劑師免許ヲ與フル國タルコト

ヲ要ス

第二條 藥劑師試験ハ左ニ掲グル者ニ非ザレバ之ヲ受

クルコトヲ得ズ

一 前條第一項第一號ニ該當セザル私立ノ藥學專門

學校若ハ醫學專門學校藥學科又ハ文部大臣ニ於テ

之ト同等以上ト認メ指定シタル學校ヲ卒業シタル

者

二 外國藥學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ藥劑師免許

ヲ得タル者ノ中前條第一項第三號又ハ第四號ニ該

當セザル者ニシテ厚生大臣ニ於テ適當ト認定シタ

クノコトヲ得ズ

一 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 癡啞者又ハ盲者

第四條 六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタル者、

藥事ニ關シ罰金ニ處セラレタル者又ハ藥事ニ關シ不

正ノ行爲アリタル者ニハ藥劑師試験ヲ受クルコトヲ

許サザルコトアルベシ

第五條 前四條ニ規定スルモノノ外藥劑師ノ免許ニ關

シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 厚生大臣ハ藥局開設者ヲシテ其ノ受領シ得ベ

キ調劑報酬ニ關シ藥劑師會ノ定ニ依リシムル命令ヲ

發スルコトヲ得

第七條 厚生大臣ハ適正ナラザル調劑報酬ノ變更ニ關

シ地方長官ニ於テ必要ナル處分ヲ爲シ得ル命令ヲ發

スルコトヲ得

第八條 藥事法第十八條及第四十七條ノ規定ノ適用ニ

付テハ樺太廳長官ノ假免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫

師又ハ獸醫ハ之ヲ醫師、齒科醫師又ハ獸醫師ト看做ス

附則

第九條 本令ハ藥事法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十條 大正三年勅令第二百號及大正十五年勅令第十

六號ハ之ヲ廢止ス

第十一條 藥劑師法第二條第二項第一號ノ規定ニ依リ

文部大臣ノ指定シタル學校ハ第一條第一項第一號ノ

規定ニ依リ文部大臣ノ指定シタル學校ト看做ス

第十二條 本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ藥劑師試験

ノ受験資格ヲ有スル者ハ第二條ノ規定ニ拘ハラズ昭

和二十八年十二月三十一日迄仍藥劑師試験ノ受験資
格ヲ有ス

第十三條 本令ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號

布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役

又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ

六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタルモノト看做ス

第十四條 大正三年勅令第二百號又ハ之ニ基キテ爲ス

處分ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊令ニ依ル

第十五條 度量衡法施行令中左ノ通改正ス

第六條ノ二中「藥劑師法」ヲ「藥事法」ニ改ム

第十六條 道府縣手数料令中左ノ通改正ス

第一條第一號中「賣藥部外品」ヲ「醫藥部外品」ニ改メ

同條第五號及第六號ヲ削ル

第十七條 樺太施行法律特例中左ノ通改正ス

第十二條 削除

第二十八條 削除

第三十一條 削除

第十八條 醫療關係者職業能力申告令中左ノ通改正ス

第二條第一項中「藥劑師法」ヲ「藥事法」ニ、「樺太廳

長官ノ免許又ハ假免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師及

藥劑師」ヲ「樺太廳長官ノ假免許ヲ受ケタル醫師及齒

科醫師」ニ改ム

第十九條 醫療關係者徵用令中左ノ通改正ス

第二條第二項中「藥劑師法」ヲ「藥事法」ニ、「樺太廳

長官ノ免許又ハ假免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師及

藥劑師」ヲ「樺太廳長官ノ假免許ヲ受ケタル醫師及齒

科醫師」ニ改ム

〔參照〕

大正三年(九月二十)勅令第二百號ハ輸出又ハ移出スル

賣藥ノ取締ニ關スル件及同十五年(三月十八)勅令第十
六號ハ藥劑師法第二條第二項第三號ノ資格ニ關スル
件ナリ

厚生省分課規程の改正

行政機構整備實施に伴フ厚生省分課規程の改正は左
の如ク、昭和十八年十一月一日より施行せられた。

厚生省分課規程

第一條 大臣官房ニ左ノ三課ヲ置ク

秘書課

總務課

會計課

第二條 秘書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 官吏ノ進退身分及賞罰ニ關スル事項

二 官吏ノ服務ニ關スル事項

三 恩給ニ關スル事項

四 敘位敘勳及褒賞ニ關スル事項

五 儀式禮典ニ關スル事項

六 大臣ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項

七 機密ニ關スル事項

第三條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 所管行政ノ綜合調整ニ關スル事項

二 所管行政ニ關スル調査審議立案一般ニ關スル事
項

三 所管行政ニ必要ナル資材ニ關スル事項

四 所管行政ノ考査一般ニ關スル事項

五 厚生省研究所ニ關スル事項

六 文書ノ接受、發送、編纂及保存ニ關スル事項

七 成案文書ノ審査及進達ニ關スル事項

八 官報掲載ニ關スル事項

九 統計ノ編纂及報告ニ關スル事項

十 圖書ノ分類及管理ニ關スル事項

十一 各局課ノ主管ニ屬セザル事項

第四條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般會計及特別會計ニ關スル經費及諸收入ノ豫
算決算並ニ會計ニ關スル事項

二 本省所管會計ノ監督ニ關スル事項

三 國有財産及物品ニ關スル事項

四 營繕ニ關スル事項

五 省中取締ニ關スル事項

六 請入ノ進退及監督ニ關スル事項

七 厚生省職員共濟組合ニ關スル事項

第五條 大臣官房ニ審査委員ヲ置ク

一 審査委員ハ法令其ノ他重要ナル事項ヲ審議ス

第六條 健民局ニ左ノ五課ヲ置ク

涵養課

指導課

修練課

母子課

鍛鍊課

第七條 涵養課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人口ノ涵養及國民ノ保健ノ企畫ニ關スル事項

二 健民指導體制ノ整備確立ニ關スル事項

三 保健指導施設ノ總括調整ニ關スル事項

四 保健所及保健婦ニ關スル事項

五 國民體力管理ニ關スル事項

六 他ノ主管ニ屬セザル人口ノ涵養及國民ノ保健ニ
關スル事項

關スル事項

第八條 指導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健民生活ノ指導ニ關スル事項

二 榮養ニ關スル事項

三 救護、救療其ノ他社會事業ニ關スル事項

四 戰時災害保護及羅災救助ニ關スル事項

五 方面委員ニ關スル事項

六 社會福利施設ニ關スル事項

七 國民共同勤勞施設ニ關スル事項

八 地方改善ニ關スル事項

九 協和事業ニ關スル事項

十 他ノ主管ニ屬セザル國民生活ノ保護指導ニ關ス
ル事項

第九條 修練課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健民修練ノ企畫ニ關スル事項

二 健民修練ノ實施ニ關スル事項

三 修練施設ニ關スル事項

四 國民厚生運動ニ關スル事項

五 體力檢査後ノ措置ニ關スル事項但シ療養指導及
療養措置命令ニ關スルモノヲ除ク

第十條 母子課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 妊産婦及乳幼児ノ保健指導ニ關スル事項

二 保育施設ニ關スル事項

三 結婚及出産ノ獎勵ニ關スル事項

四 民族優生ニ關スル事項

五 其ノ他母性、乳幼児及児童ノ保護指導ニ關スル
事項

第十一條 鍛鍊課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國民鍛鍊ノ企畫ニ關スル事項